

釧路市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民法に規定する成年後見制度の利用を支援するため、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の報酬に対し、本市が行う助成について定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、本市に居住し、かつ、次の各号いずれかに該当する者の後見人等とする。ただし、後見人等が成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹の場合は助成の対象としない。

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者
- (3) 市民税非課税者

2 被後見人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本市に居住する者とみなす。

- (1) 介護保険法第13条に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居中の本市介護保険被保険者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項に規定する特定施設に入所中の本市支給決定者
- (3) 生活保護法第19条第3項の規定により、施設に被保護者を入所させ、又は入所、養護若しくは介護扶助を委託して行う場合において、本市が保護を実施する者

3 前2項の規定にかかわらず、他市町村の助成制度の適用者は助成の対象としない。

(助成対象期間)

第3条 助成対象期間は、家庭裁判所が後見人等に付与した報酬（以下「家裁決定額」という。）に係る期間のうち被後見人等が本市に居住していた期間（前条第2項の規定により本市に居住する者としてみなされる期間を含む。）とする。

2 本市に居住する被後見人等（前条第2項の規定により本市に居住するとみなされる者を含む。）が死亡した場合であって、後見人等に付与された家裁決定額に係る期間に当該被後見人等の死亡後の期間が含まれるときは、その期間を前項の助成対象期間に算入するものとする。

(助成額)

第4条 市長は、次の場合に家裁決定額の範囲内で助成できるものとし、助成額は次のとおりとする。

- (1) 被後見人等の預貯金等の財産から別表1に掲げる額（以下「保有金」という。）を控除して得た額（以下「控除後の額」という。）が家裁決定額を超えない場合に、家裁決定額から控除後の額を控除した額を助成する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、被後見人等が死亡している場合は、被後見人等の預貯金等の財産が家裁決定額を超えない場合に、家裁決定額から故人の残余の遺留金を控除した額を助成する。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、家庭裁判所が後見人等に付与した報酬の期間に助成対象外の期間が含まれる場合は、前2号により算出した助成額を助成対象期間により按分して算出した額を助成する。

2 複数人の後見人等が選任されている場合は、各々の報酬を合算し、前項各号の規定により算出した額を按分して算出した額を助成する。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、家庭裁判所に報酬付与審判請求を行う前に次に掲げる書類を添えて市長に申し出なければならない。

- (1) 財産目録、金銭出納簿、預金通帳の写し

- (2) 後見予算に関する書類
 - (3) 登記事項証明書の写し
 - (4) 直近の報酬付与審判書の写し
 - (5) その他、必要とする書類
- 2 複数人の後見人等が選任され、かつ、助成を受けようとする者も複数人いる場合は、前項の申し出を同時に行わなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による申し出があったときは、別表2に掲げる基準額を基に内容を審査し、助成対象の可否を決定し、申出者に対し通知するものとする。
- 4 前項の規定により助成対象の通知を受けた者は、家庭裁判所に報酬付与審判請求を行う際に通知の写しを添付しなければならない。
- 5 前項の規定による報酬付与審判請求を行い、報酬付与審判がなされた者は、速やかに成年後見制度利用支援事業助成金申請書に報酬付与審判書謄本の写しを添えて市長に助成申請をしなければならない。
- 6 報酬付与審判がなされた者が複数人いる場合は、前項の申請を同時に行わなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条第5項及び第6項の規定による申請があったときは、被後見人等の預貯金等の財産、保有金、家裁決定額を勘案の上、助成の可否及び助成額を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金支給決定（却下）通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、請求書を市長に提出しなければならない。

(助成の決定の取消等)

第8条 市長は、助成を決定した場合において、次の各号のいずれかに該当する事項が発生したときは、助成の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

- (1) 本人の資産状況等の変化により第2条第1項各号に該当しなくなったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により後見人等報酬を受給したとき
- (3) その他の事情の変更により特別の必要が生じたとき

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成後に、前条の規定により助成の決定の取り消し等を行ったときは、後見人等に対し既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による報酬助成は、平成27年4月1日以降の後見活動に係る後見人等報酬について適用し、同日前の後見活動に係る後見人等報酬については、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月16日から施行する。

(別表 1) 第 4 条関係 (市長が認める保有金)

要綱第 2 条第 1 項第 1 号及び 2 号の規定による者	200,000 円
要綱第 2 条第 1 項第 3 号の規定による者	300,000 円

(別表 2) 第 5 条関係 (基準額)

助成対象期間のうち在宅生活をしていた期間	28,000 円／月
助成対象期間のうち医療機関・施設等に入院・入所していた期間	18,000 円／月

※ 1 月に満たない期間があるときは、日割計算により算出するものとする。